建築基準法第55条第3項の規定に基づく許可基準(案)

1 趣旨

この基準は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第64条の規定により読み替えて適用される建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第55条第3項の規定に基づく許可に関し、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進を図るため、第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの緩和を適用するにあたり必要な許可基準を定めたものである。

2 用語の定義

この基準における用語の意義は、法、法施行令及び法施行規則の例による。また、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 促進計画 建築物省エネ法第60条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規 定により公表された同条第1項に規定する建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置 の促進に関する計画をいう。
- (2) 太陽光発電設備等 太陽光発電設備又は太陽熱利用設備(当該設備を支える構造物及び当該設備に附属する設備等を含む。)をいう。
- (3) ソーラーカーポート等 柱と屋根で構成された建築物又は架台(必要な最小限度のものに限る。)に太陽光発電設備等を設置するものをいう。

3 適用の対象

促進計画に定める事項に適合するものを、この基準の対象とする。

4 許可基準

- (1) 緩和対象部分の建築物の高さは、ソーラーカーポート等の下部を、次のアからウまでのいずれかとするもののうち、法第55条第1項及び第2項の規定による限度を超える部分とする。 ア 自動車車庫又は自転車駐車場の用途に供するもの
 - イ メンテナンス等を除いて人が立ち入らないもので、かつ、居住、執務、作業、集会、娯楽、 物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供しないもの
 - ウ 通常であれば屋外的な用途で、かつ、交通負荷が増大しないもの
- (2) ソーラーカーポート等を設置する場合、法別表第4(ろ)欄の当該各項に掲げる建築物に限らず、全ての建築物において、太陽光発電設備等並びに太陽光発電設備等の設置に伴う目隠しルーバー等(必要な最小限度のものに限る。)の設置により、敷地境界線を越える範囲で、法第56条の2の規定による時間以上日影となる部分が増大しないこと。

5 その他

4に掲げる要件を満たした場合と同等以上の市街地環境への影響を軽減できると認めるものについては、この許可基準によらないことができる。